

社会福祉法人山口県社会福祉協議会広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が作成する印刷物及び山口県社会福祉協議会ホームページ等に掲載する広告の取扱いを定め、福祉関連情報等の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載するものは、住民、会員及び研修会参加者等への配布や広報を目的として作成するものとする。ただし、事務局長が広告掲載を適当でないと認められたものは、広告掲載の対象から除くものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 福祉の向上を妨げるおそれのあるもの
- (2) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他県社協が掲載する広告として適当でないと事務局長が認めるもの

(広告掲載の順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに準ずるもの
- (2) 公益的性格のある企業で県内に事業所を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業者で県内に事業所を有するもの
- (4) その他掲載する広告として妥当であると事務局長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第5条 広告掲載の位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 印刷物 表紙裏、裏表紙又は本文中の県社協が指定する位置
- (2) ホームページ トップページの県社協が指定する位置
- (3) その他 県社協が指定する位置

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物の製作及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を考慮し、別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 事務局長は、県社協が発行する機関紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項にかかわらず、事務局長は、第4条第1号から第3号までに該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(様式第1号又は様式第2号)に必要事項を記入の上、事務局長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 前条の広告掲載申込書を受理したときは、事務局長は第3条及び第4条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。
- 3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、広告掲載後、事務局長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、事務局長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主がこれを負うものとする。

- 2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第12条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 県社協の印刷物の編集又は発行等に支障があるとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 5月21日から施行する。